



(電子契約事業者向け説明会)

電子契約の導入について

かずさ水道広域連合企業団 

説明内容

1

電子契約の導入について

2

従来の契約との相違点

3

電子契約事務フロー

4

フローについての留意点

5

F A Q



1 電子契約の導入について

導入対象

契約担当課において、令和7年1月以降に入札等準備（公告、見積り依頼等）を行う契約（工事請負契約、業務委託契約、物品売買（賃貸借）契約）

※当面は、契約担当課で契約締結する案件のみとし、各課で行う案件については、対象としません。

（対象外となる契約）

不動産売買等契約、契約期間が10年を超える契約、書面で行うことが法令等で規定されている契約 等

※電子契約を利用するか意向確認をした上で、契約を締結します。

※電子契約の対象となる案件は、入札公告ホームページ等にその旨を記載します。



2 従来の契約との相違点

※「電子契約利用申出書」の提出が必要です。

電子契約利用申出書

以下の案件について、かずさ水道広域連合企業団と電子契約サービスを利用した契約の締結を希望します。

なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【契約案件名】： _____

【契約締結権限者】

役 職	氏 名
メールアドレス	

【確認者】

職 名	氏 名
メールアドレス	

※「確認者」は必要に応じて記入してください。

「確認者」に記載がある場合は、「確認者」→「契約締結権限者」の順でメールが届きます。

かずさ水道広域連合企業団 経理課長 あて（提出先：keiyaku@kazusa-kouiki.jp）

令和 年 月 日

住 所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____
 担 当 者 名 _____
 連 絡 先 _____

【留意事項】

※本書は押印不要です。電子メールにデータ添付のうえ提出してください。

※電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

※メールアドレスは誤りの無いよう、十分ご確認ください。

※日付は作成日を記載してください。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

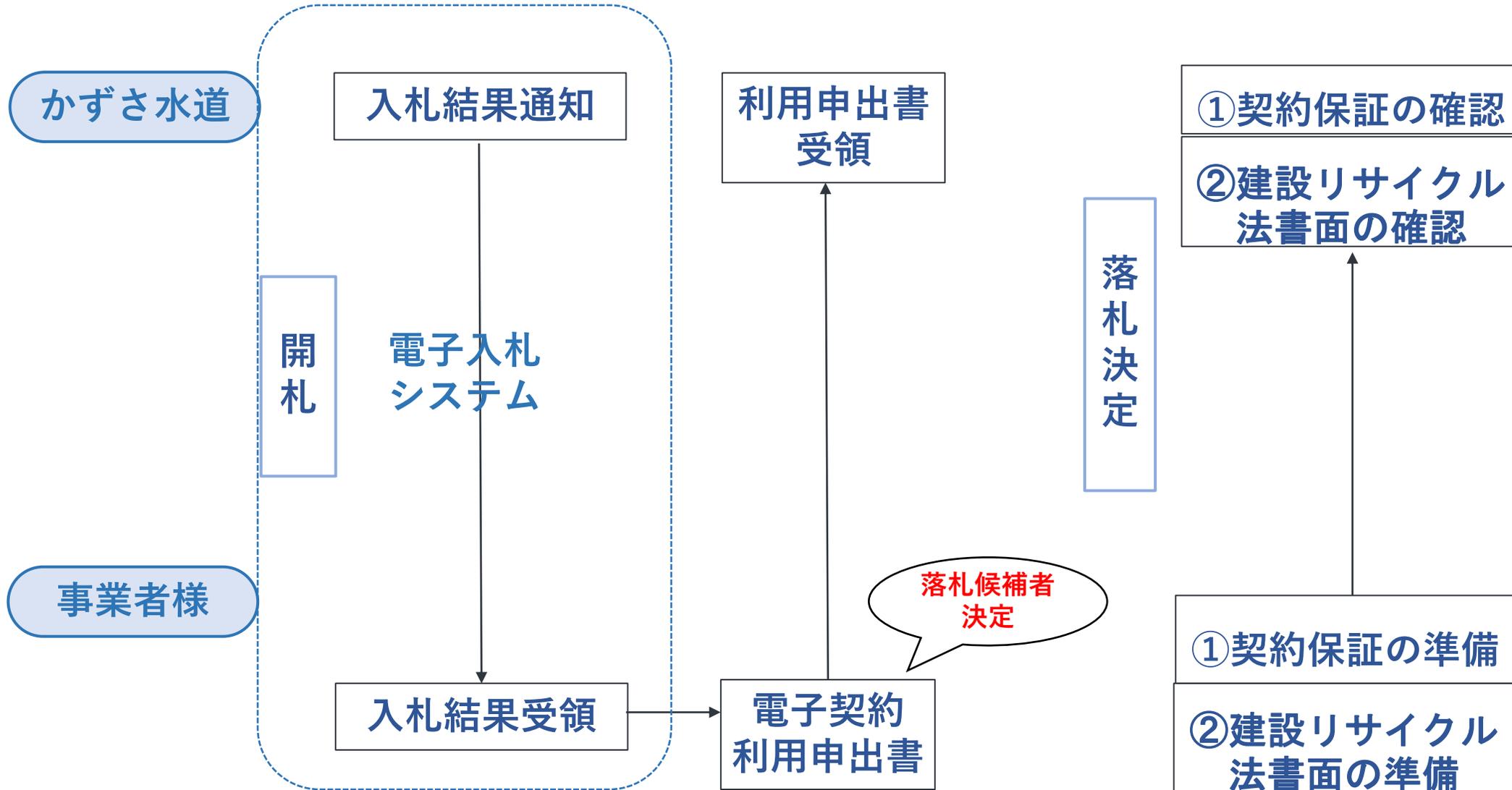
②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

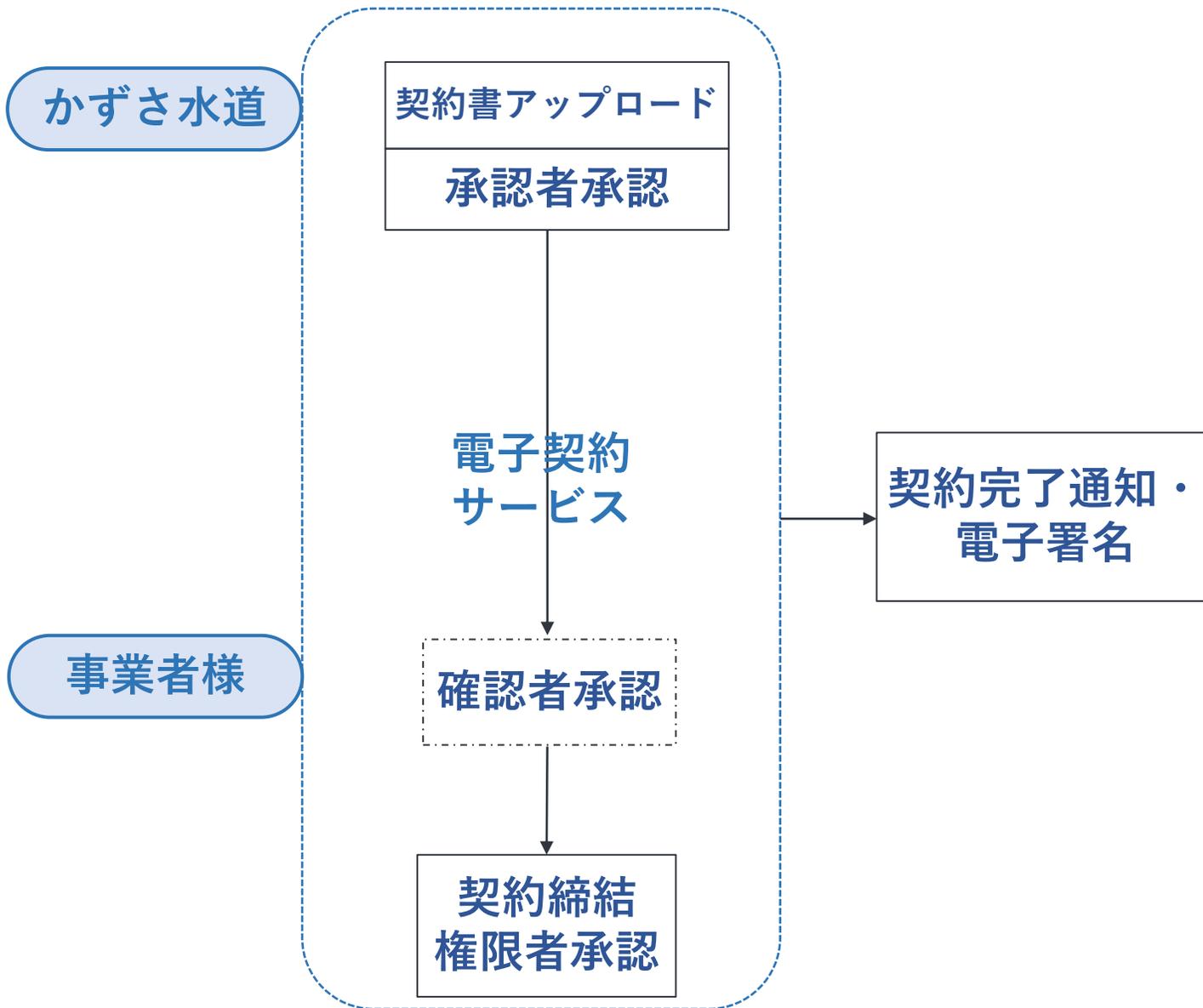
- 落札候補者決定後、電子契約の意向確認を行います。
- 電子契約を希望される場合、契約締結に利用するメールアドレス等を本様式に記載し、契約担当課へメールにて提出してください。
- 事業者様の最終承認者となる「契約締結権限者」（必須）と、最終承認の前に確認処理を行う「確認者」（任意）について、記載してください。
- 本様式は、かずさ水道広域連合企業団のホームページに掲載します。



3 電子契約事務フロー



3 電子契約事務フロー



4 フローについての留意点



① 建設リサイクル法該当案件の契約書に添付する法第13条に基づく書面は、メールにて 事業担当課へPDFデータ で提出してください。

② 契約保証は、契約日の前日までに提出してください。
なお、東日本建設業保証（株）等の保証事業会社の電子保証以外の保証書面について、契約日の前日まで提出が難しい場合はメールによる提出も可としますが、後日原本を提出してください。

※前払金請求をされる場合には、東日本建設業保証（株）等の保証事業会社の電子保証をご利用いただくと、メールによる提出が可能です。

5 FAQ

質 問	回 答
電子契約サービスを利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。
従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
「電子契約利用申出書」は、契約の都度、提出する必要があるか。	「電子契約利用申出書」は案件ごとに提出いただきます。契約の案件ごとに、別のメールアドレスを設定しても問題はありません。
契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要か。	契約締結権限者として、最低1つのメールアドレスが必要です。権限者の承認前に担当者などが確認処理を行いたい場合には、確認者用のメールアドレスを加えて設定することも可能ですので、社内規程等に応じて設定してください。（なお、確認者用のメールアドレスは、契約締結権限者と別々のメールアドレスを設定してください。）

5 FAQ

質 問	回 答
<p>契約締結権限者は、入札参加資格登録で提出した者（委任があれば受任者）とするべきか。</p>	<p>必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方をご記載ください。</p>
<p>複数のアドレスを指定した場合、確認者が確認→契約締結権限者の確認という形でワークフロー化されるのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。確認者による確認が完了すると、契約締結権限者に確認依頼メールが通知されます。</p>
<p>受注者側で契約締結権限者や確認者のメールアドレスを変更することができるか。</p>	<p>受注者側で変更することはできません。「電子契約利用申出書」に記載したアドレスから変更する場合には、速やかに契約担当課へ連絡をお願いします。</p>
<p>電子署名が付与された契約書は、どのメールアドレスに送付されるのか。</p>	<p>電子契約サービスで確認・承認処理を行った全員宛てに、締結済契約書を添付したメールが送付されます。また、契約書データはクラウドサインのサービスにも保管されます。</p>



質 問	回 答
<p>契約書以外の書類（着手届、管理技術者届等）について、電子契約サービスで送付可能か。</p>	<p>電子契約サービスでは契約書のみを取扱い、それ以外の書類は送付することはできないため、従来どおりの取扱いとなります。</p>
<p>署名前に契約書の内容の誤りに気付いた場合には、どのように処理すればよいか。</p>	<p>契約書の内容に問題があり同意できない場合は、サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行います。却下理由を入力すると、その内容が契約担当者へ電子メールにより伝達されます。契約担当者は、内容を修正の上、改めて手続きを行います。</p>
<p>変更契約（金額・工期等）でも電子契約は可能か。</p>	<p>当企業団では、当初契約を電子契約で締結した場合のみ、電子契約を可能とします。 （当初契約が紙文書での契約の場合は、変更契約についても紙文書での契約となります。） 契約関係書類の保存管理を一本化させるため、契約形態の統一にご協力願います。</p>



質 問	回 答
<p>締結済の契約書はどのように保管すればよいか。</p>	<p>締結済の契約書は、電子帳簿保存法に対応した形で保管する必要があります。なお、電子署名が付与されたPDFファイルが契約書の原本であり、プリントアウトした契約書については、捺印も電子署名も施されないため、「契約書の写し」の扱いとなります。</p>
<p>過去の契約実績を証明するのに契約当事者双方が押印をした契約書面を印刷して提出するケースがあるが、電子署名で契約の取り交わしをした際、契約書面には双方の押印がない。契約締結を証明するにはどうしたらよいか。</p>	<p>クラウドサインのフリープランに登録いただく必要がありますが、クラウドサイン上に保管されている各契約書について合意締結証明書をダウンロードすることが可能となっておりますので、合意締結証明書とPDFの印刷を提出していただければ問題はありません。 →（参考）「合意締結証明書を発行する」外部サイト https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219</p>

本件に関する問合せ先



本庁舎

本日の説明会で使用した資料や質疑応答の内容については、
かずさ水道広域連合企業団ホームページに掲載いたします。
(<https://www.kazusa-kouiki.jp/offers/denshi-keiyaku-setsumeikai/>)

※原則、いただいた質問に対する回答はホームページへ掲載
し、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

また、電子契約サービスの機能や操作方法については、クラ
ウドサインのヘルプセンター・チャットサポートをご活用く
ださい。(<https://help.cloudsign.jp/ja/>)